

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）第二条の規定による改正後のもの）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）第四条の規定による改正後のもの）	2
○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）	3
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）	3
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）	4
○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（抄）	4
○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）	4
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）	5
○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）	19

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）第二条の規定による改正後のもの）

（懲戒処分）

第四十六条 （略）

2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものに使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き隊員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。））、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き隊員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該隊員に対し、同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十一条の二第一項又は前条第一項の規定により採用された場合において、年齢六十年以上退職者となつた日若しくは第四十五条第一項の規定により退職した者若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者となつた日までの引き続き隊員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十一条の二第一項若しくは前条第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長（以下この条において「学校長等」という。）は、学生又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

25 （略）

（留学費用の償還）

第九十九条の二 留学（防衛大学校に相当する外国の軍隊の教育機関の課程に在学してその課程を履修する研修（三年以内の研修を除く。）であつて、学生（防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。以下この項において同じ。）の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を命ぜられた学生は、次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、それぞれ当該各号に定める金額を国に償還しなければならない。

一 当該留学を開始した日から自衛官に任用される日までの期間 当該留学のために国が支出した留学費用（旅費その他の留学に必要な費用として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の総額に相当する金額

二 自衛官に任用される日の翌日から起算した在職期間が八年に達するまでの期間 当該留学のために国が支出した留学費用の総額に相当する金額に、

同日から起算した自衛官としての在職期間が通増する程度に応じて百分の百から一定の割合で通減するように政令で定める率を乗じて得た金額
2 前項の離職した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を含まないものとする。

一 死亡により離職したとき。

二 公務による災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として政令で定める場合

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）第四条の規定による改正後のもの）

（航空手当等）

第十六条 次の各号に掲げる職員として政令で定める自衛官には、それぞれ当該各号に定める手当を支給する。

一 航空機乗員 航空手当

二 艦船乗組員 乗組手当

三 落下傘隊員 落下傘隊員手当

四 特別警備隊員 特別警備隊員手当

五 特殊作戦隊員 特殊作戦隊員手当

六 航空管制官 航空管制官手当

2 前項各号に定める手当は、同項の自衛官が同項各号に掲げる職員として勤務しないときは、政令で定めるところにより特にこれらの職員として勤務したものとみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。

3 第一項各号に定める手当の額は、同項の自衛官の受ける俸給の百分の九十以内において政令で定める。

（俸給の特別調整額等の支給方法）

第十九条 第十一条の三、第十四条及び第十六条から第十八条までに定めるものを除くほか、職員の俸給の特別調整額、地域手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当、航海手当及び営外手当の支給方法に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定場所生活調整金の支給）

第二十六条の三 （略）

2 前項の指定場所生活調整金の額は、政令で定める。

3 第一項の指定場所生活調整金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の五 （略）

2 前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については同法に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額をいい、その他の職員については一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額をいう。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（休学の期間及び効果）

第六十一条 法第四十八条第二項第一号の規定による休学の期間は、休養を要する程度に応じ、一年を超えない範囲内において、防衛大学校若しくは防衛医科大学の長又は陸上自衛隊高等工科学学校の校長（以下「学校長等」という。）が定める。この休学の期間が一年に満たない場合においては、休学にした日から引き続き一年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 法第四十八条第二項第二号の規定による休学の期間は、刑事事件が裁判所に係属する間とする。

3 （略）

4 学校長等は、休学者について休学の事由が消滅したときは、速やかに、その者を復学させなければならない。

（償還金の金額）

第二百二十条の十五 （略）

2 前項第二号に規定する卒業日以後離職の日までの月数の計算については、卒業日の属する月の翌月から離職の日の属する月までの月数によるものとし、当該期間中に次の各号のいずれかに該当する期間があるときは、それぞれ当該各号に定める月数を控除するものとする。

一 休職（公務による災害のため心身に故障を生じ休職にされた場合又は第五十六条第二号に規定する場合を除く。以下この号において同じ。）又は停職の期間 当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月から当該休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数

二 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定により育児休業をした期間 当該育児休業の期間の開始の日の属する月から当該育児休業の期間の終了の日の属する月までの月数

三 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間 当該自己啓発等休業の期間の開始の日の属する月から当該自己啓発等休業の期間の終了の日の属する月までの月数

四 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間 当該配偶者同行休業の期間の開始の日の属する月から当該配偶者同行休業の期間の終了の日の属する月までの月数

五 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修として行う研修を命ぜられた期間 当該研修の期間の開始の日の属する月から当該研修の期間の終了の日の属する月までの月数

六 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十一条において準用する同法第二条第二項に規定する留学を命ぜられた期間 当該留学の期間の開始の日の属する月から当該留学の期間の終了の日の属する月までの月数

3 （略）

（委任規定）

第二百二十条の十八 前三条に定めるもののほか、償還金償還計画書の様式その他償還に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

（自衛官の派遣）

第二十七条 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができる。

2・3 （略）

○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（抄）

（職員の派遣）

第二条 防衛大臣は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（政令で定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができる。ただし、防衛装備庁に所属する職員（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。）の派遣は、防衛装備庁長官が行う。

一 我が国が加盟している国際機関

二 外国政府の機関

三 前二号に準ずる機関で、政令で定めるもの

2・3 （略）

○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）

(交流派遣)

第七条 任命権者は、前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることができる。

2・3 (略)

(防衛省の職員への準用等)

第二十四条 この法律(第二条第一項及び第五項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第一項中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、第二条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十五条第一項又は第十六条第一項(第三号を除く。)の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。)、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二十五条第五項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)、」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員(自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒を除く。)」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者(自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。)」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第十二条第四項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)」と、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「とし」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十二条中「」第二十一条第一項」とあるのは「」第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第二項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2・5 (略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)(抄)

(航空機乗員等の範囲)

第十一条の三 法第十六条第一項第一号に掲げる航空機乗員として政令で定める自衛官(以下「乗員」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

- 一 随時航空機に乗り組んで次に掲げる職務を行うことを本務とする自衛官

イ 操縦

ロ 航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出

ハ 航空機に施設する無線設備又は防衛大臣の指定する特殊無線設備の通信操作及び技術操作

ニ 発動機及び機体の取扱（操縦装置の操作を除く。）

ホ イからニまでに掲げるもののほか、偵察、救難その他防衛大臣の指定する職務

二 随時航空機に乗り組んで前号に掲げる職務に関する技能を修得することを本務とする自衛官

三 第一号イに掲げる職務に関する技能を維持向上させるため防衛大臣の定める基準に従い飛行を行うことを命ぜられている自衛官

2 法第十六条第一項第二号に掲げる艦船乗組員として政令で定める自衛官（以下「乗組員」という。）は、居住施設を有し、かつ、港外行動を行うことを本務とする自衛艦その他の自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の使用する船舶（以下「艦船」という。総トン数五トン未満のものを除く。）として防衛大臣の定めるものに乗り組んでいる陸上自衛官及び海上自衛官とする。ただし、防衛大臣は、これにより難い特別の事情があると認める場合には、乗組員の範囲について特例を定めることができる。

3 法第十六条第一項第三号に掲げる落下傘隊員として政令で定める自衛官（以下「落下傘隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 落下傘を利用して航空機から降下する作業（以下「落下傘降下作業」という。）に関する訓練課程を修了し、かつ、落下傘降下作業を行うことを本務とする陸上自衛官

二 落下傘降下作業に関する技能を修得することを本務とする航空自衛官

4 法第十六条第一項第四号に掲げる特別警備隊員として政令で定める自衛官（以下「特別警備隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十七条第一項の規定による立入検査を行う業務（対象船舶が容易に停止しないこと又は対象船舶にいる者が武装していると予想されることにより、当該業務の遂行に特に困難又は危険が伴うものに限る。

以下「特別警備業務」という。）に関する訓練課程を修了し、かつ、特別警備業務を行うことを本務とする海上自衛官

二 特別警備業務に関する技能を修得することを本務とする海上自衛官

5 法第十六条第一項第五号に掲げる特殊作戦隊員として政令で定める自衛官（以下「特殊作戦隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 特殊作戦を行う業務（以下「特殊作戦業務」という。）に従事することを本務とする自衛官

二 特殊作戦業務に関する技能を修得することを本務とする陸上自衛官

6 次の各号に掲げる自衛官は、当該各号に定める期間は、前各項に規定する自衛官に含まれないものとする。

一 第六条の二十第二項の規定の適用を受ける自衛官 その者の俸給月額が防衛大臣の定める額以上の額である期間
二 一の給与期間の全日数にわたつて前各項に規定する職務を行わなかつた自衛官（公務上の負傷、公務旅行、悪天候その他のやむを得ない事情により当該職務を行うことができなかったものとして防衛大臣が定めるものを除く。） 当該給与期間
（特に乗員等として勤務したものとみなされる場合）

第十一条の四 （略）

一 第七条各号のいずれかに掲げる日又は時間

二 （略）

三 乗組員にあつては、公務を遂行するため艦船を離れた日又は時間

2 （略）

一 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により休暇を与えられた場合

二 （略）

3 国際連合派遣自衛官、派遣職員及び交流派遣職員に関する前項第一号の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

（航空手当等の月額）

第十二条 （略）

一 第十一条の三第一項第一号に該当する者 百分の百

二 第十一条の三第一項第二号に該当する者 百分の八十

三 第十一条の三第一項第三号に該当する者 百分の六十五

2 法第十六条第三項の乗組手当の月額は、防衛大臣の定める乗組員にあつては、その者の受けている俸給月額に百分の四十三（潜水艦の乗組員にあつては百分の五十五・五、防衛大臣の定める艦船の乗組員にあつては百分の二十七・五）を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とし、その他の乗組員にあつては、防衛大臣の定めるところにより、その者の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐又は三等海佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に百分の四十三、百分の二十六・四又は百分の十六・五をそれぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

3 法第十六条第三項の落下傘隊員手当の月額は、落下傘隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第三項第一号に該当する落下傘隊員にあつてはその従事する落下傘降下作業の危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の三十三、百分の三十・二五又は百分の二十八・五を、同項第二号に該当する落下傘隊員にあつては百分の二十四を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

4 法第十六条第三項の特別警備隊員手当の月額、特別警備隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等海佐以上の階級である場合にあっては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第四項第一号に該当する特別警備隊員にあっては百分の六十五を、同項第二号に該当する特別警備隊員にあっては百分の五十二を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

5 法第十六条第三項の特殊作戦隊員手当の月額、特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあっては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第五項第一号に該当する特殊作戦隊員にあっては百分の六十五（その従事する特殊作戦業務に特定の技能が必要とされないものとして防衛大臣が定める特殊作戦隊員にあっては、その従事する特殊作戦業務の危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の四十、百分の三十三、百分の二十六、百分の二十五、百分の二十一、百分の二十、百分の十六・五、百分の十六、百分の十又は百分の八・二五）を、同項第二号に該当する特殊作戦隊員にあっては百分の五十二を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

6～9 (略)

(俸給の特別調整額等の支給方法)

第十三条 職員の俸給の特別調整額、地域手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（準特勤勤務手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当の支給方法に関しては、一般職に属する国家公務員の例による。

2 (略)

3 自衛官の航海手当は、第一項に規定する特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。
(委任規定)

第十九条の四 前二条に規定するもののほか、自衛官任用一時金の支給方法及び償還方法に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

別表第五 (第九条の八関係)

種類	支給される職員の範囲	支給額
爆発物取扱作業等手当	不発弾その他爆発のおそれのある物件を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員、特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険	作業一日につき一万四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定

	がある」と認められる区域内において行う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員又は放射性物質による汚染の除去その他の放射線による被ばくのおそれのある作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員 エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で防衛大臣の定めるものに従事する診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手 航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する職員（航空手当の支給を受ける者を除く。）	作業一月につき七千円
航空作業手当	防衛大臣の定める特に危険な飛行を行う航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する乗員及び落下傘隊員	搭乗一日につき八千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、十五万三千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。 搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万二千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。
異常圧力内作業等手当	低圧室内において防衛大臣の定める航空生理訓練、飛行適応検査又は装備品及び食糧その他の需品に関する研究開発を実施する職員 高圧室内又は再圧治療室内において高圧の下で防衛大臣の定める作業に従事する職員	作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、気圧の区分に応じて次に定める額 気圧〇・二メガパスカルまで 二百十円 気圧〇・三メガパスカルまで 五百六十円 気圧〇・五メガパスカルまで 九百十円 気圧〇・七メガパスカルまで 千三百三十円 気圧〇・九メガパスカルまで 千八百三十円 気圧一・一メガパスカルまで 二千三百三十円 気圧一・三メガパスカルまで 三千円

潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難潜水艇に乗り組んで潜水して行う作業に従事する職員	
次の作業の区分に応じて次に定める額 潜水器具を着用して行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、潜水深度の区分に応じて次定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額） 潜水深度二十メートルまで 三百十円 潜水深度三十メートルまで 七百八十円 潜水深度五十メートルまで 千四百円 潜水深度七十メートルまで 二千円 潜水深度九十メートルまで 二千八百円 潜水深度百十メートルまで 三千五百円 潜水深度百三十メートルまで 四千五百円 潜水深度百五十メートルまで 五千五百円 潜水深度二百メートルまで 六千五百円 潜水深度二百五十メートルまで 七千三百円 潜水深度三百メートルまで 八千円 潜水深度三百五十メートルまで 八千八百円 潜水深度四百メートルまで 九千六百円	気圧一・五メガパスカルまで 三千六百八十円 気圧二メガパスカルまで 四千三百五十円 気圧二・五メガパスカルまで 四千八百五十円 気圧三メガパスカルまで 五千三百五十円 気圧三・五メガパスカルまで 五千八百五十円 気圧四メガパスカルまで 六千三百五十円 気圧四・五メガパスカルまで 六千八百五十円 気圧四・五メガパスカルを超えるとき 七千三百五十円

南極手当	南緯五十五度以南の区域において南極地域への輸送に関する業務に従事する職員	業務一日につき四千百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
夜間看護等手当	自衛隊の病院若しくは診療所（診療所にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）に勤務する助産師、看護師	勤務一回につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める額
駐留軍関係業務手当	駐留軍に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する地方防衛局の職員（俸給の特別調整額の支給を受ける者を除く。）	業務一日につき六百五十円
落下傘降下作業手当	落下傘降下作業に従事する自衛官	作業一回につき六千六百五十円（航空手当、落下傘隊員手当又は特殊作戦隊員手当の支給を受けない者にあつては、一万二千六百円）を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の二十五に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）
	航空医学安全研究隊の行う加速度実験の被験者となる職員	作業一日につき二千百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。
	潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜航を行う海上自衛官	潜航一日につき千七百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
		潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
		潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業 作業一日につき千四百円
		潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業 作業一日につき千四百円

死体処理手当	防衛大臣の定める施設に配置され当該施設における死体の処理作業に従事する職員（一般職給与法別表第一行政職俸給表の適用を受ける者に限る。）又は自衛隊法第八十三条若しくは第八十三条の三の規定により派遣されて行う死体の収容作業その他の死体を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員（医療業務に従事することを本務とする医師又は看護等の業務に従事することを本務とする看護師若しくは准看護師である者にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）	
除雪手当	自衛隊の施設に通ずる道路のうち防衛大臣の定める道路において午後五時から翌日の午前六時までの間又は暴風雪若しくは大雪に関する気象警報が発せられる場合に相当するとして自衛隊の気象部隊による警告（以下「暴風雪等に関する警告」という。）が発せられている間において行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業に従事する職員	若しくは准看護師のうち正規の勤務時間による勤務の一部若しくは全部が深夜（午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事するもの又は自衛隊の病院若しくは診療所に勤務する医師、薬剤師、看護師その他の職員のうち防衛大臣の定める職員で正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に關し防衛大臣の定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事するもの
	作業一日につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 暴風雪等に関する警告が発せられている間に作業を行う場合 四百五十円 その他の場合で午後五時から翌日の午前六時までの間に作業を行う場合 三百円	看護等の業務 次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 六千八百円（自衛官である者にあつては、六千四百五十円） 勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円（自衛官である者にあつては、二千九百五十円） 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円（自衛官である者にあつては、二千五百五十円） 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円（自衛官である者にあつては、千七百二十円） 救急医療等の業務 千六百二十円
	作業一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	

災害派遣等手当

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害（以下「原子力災害」という。）その他の防衛大臣の定める大規模な災害（原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの及び災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部の設置に係る災害（以下「特定大規模災害」という。）を除く。）が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業に引き続き二日以上従事するもの又は特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）	作業一日につき二千百六十円（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、四千三百二十円）
原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの	作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額 原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業 四万二千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額 特定大規模災害における作業 六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額
災害対策基本法に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害その他の防衛大臣の定める災害が発生した地方公共団体の区域に派遣され、関係行政機関その他の関係者との連絡調整の作業に従事する職員（自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職	作業一日につき千六百二十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額

対空警戒対処等手当		員を除く。） 自衛隊法第八十二条の三の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置（これに必要な準備として防衛大臣の定める措置を含む。）をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊の自衛官であつて防衛大臣の定める業務に従事するものの	業務一日につき千五百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）
夜間特殊業務手当		防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官 防衛大臣の定める部隊に所属し、航空警戒管制に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する職員	作業一日につき八百円 業務一日につき二千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額 勤務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千百円 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 七百三十円（深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、四百十円）
(略)		(略)	(略)
国際緊急援助等手当		自衛隊法第八十四条の五第二項第三号の規定に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務に従事する職員 自衛隊法第八十四条の四の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務に従事する職員	業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額） 業務一日につき七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張

海上警備等手当		
自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の保護措置に関する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員	特別警備業務若しくは特別海賊対処業務に従事する特別警備隊員又は航空機に搭乗して当該特別警備隊員を対象船舶へ輸送する業務（以下「特別警備隊員輸送業務」という。）に従事する乗員	張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては当該額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額、当該業務（自衛隊法第八十四条の四第三項に規定する車両により行う輸送に関するものに限る。）が極めて困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）
海賊対処法第七条第一項の規定により海上において海賊行為（海賊対処法第二条に規定する海賊行為をいう。以下この表において同じ。）に対処するため必要な行動をとることを命ぜられた自衛隊の部隊の職員であつて、海外の地域において行う業務（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行われる海賊行為に対処するためのものに限り、海賊対処立入検査業務（海賊対処法第八条第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務をいう。以下この表において同じ。）を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事するもの	業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	業務一日につき二千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては

感染症看護等手当	分べん取扱手当	
自衛隊の病院において専ら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に定める感染症又はこれらに相当するものとして防衛大臣が認める感染症の患者を入院させる病棟に配置されて看護等の業務に従事する看護師又は准看護師（俸給の調整額の支給を受ける者を除く。）	防衛大臣の定める分べんの取扱いに従事する医師又は助産師のうち防衛大臣の定める者	特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）若しくは海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百四十五号）の規定に基づく船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員 自衛艦に乗り組んで行う我が国の防衛に資する情報の収集のための活動であつて、その困難性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する乗組員 自衛隊法第八十二条の規定による行動をとることの要否に係る判断又は当該行動をとることとなつた場合におけるその円滑な遂行に必要な情報の収集のための活動（海外の海域における日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）その他の我が国に關係する船舶の航行の安全の確保に關し、政府が行う取組の一環として、海外の地域において行うものに限る。）であつて、その困難性その他の特殊性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する職員
業務一日につき二百九十円	取扱い一件につき一万円	業務一日につき千六百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額 業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額 業務一日につき千六百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額

救急救命処置手当	医師が乗り組んでいない艦船（診療室その他の医療が行われる設備を有するものを除く。）又は航空機において、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する救急救命処置を行う業務に従事する救急救命士又は当該救急救命処置の補助を行う業務に従事する看護師	業務一日につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める額 救急救命処置を行う業務 二千円 救急救命処置の補助を行う業務 千円
特殊過重勤務手当	自衛隊法第六章に規定する行動又はこれに準ずる活動として防衛大臣が定めるものに際して、遭難者等の搜索救助その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う作業（一日の作業時間が十二時間以上であるものに限る。）に引き続き七日以上従事する自衛官	作業一日につき三千二百四十円
レンジャー作業手当	レンジャーの教育訓練その他の特に困難又は危険が伴う業務に関する訓練課程（防衛大臣の定めるものに限る。）において防衛大臣の定める作業に従事する陸上自衛官	作業一日につき四千二百六十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
作戦環境等順応手当	北部の地域（北海道及び青森県の区域をいう。）と南西の地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域をいう。）との間における官署を異にする異動又は官署の移転により生ずる作戦の遂行に当たつての環境等の変化に順応するために必要な期間として防衛大臣が定める期間中、当該異動又は移転後の官署の所掌する業務に従事する自衛官（防衛大臣の定める者に限る。）	業務一日につき千三百円
救急医療業務手当	自衛隊の病院（防衛大臣の定めるものに限る。）に勤務する医師又は歯科医師で当該病院の診療時間以外の時間において防衛大臣の定める緊急性が高い救急医療の業務に従事するもの	業務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が八時間以上である場合 一万八千円 勤務時間が四時間以上八時間未満である場合 一万二千円 勤務時間が四時間未満である場合 六千円

募集業務手当	自衛隊地方協力本部に所属し、募集に関する業務のうち 防衛大臣の定めるものに従事する職員	業務一日につき五百円
特別補佐業務等手当	法第六条第一項に規定する事務官等又は同条第二項に規定する自衛官を直接に補佐する業務その他の防衛大臣の定める業務に従事する准陸尉、准海尉若しくは准空尉又は海曹長である自衛官（防衛大臣の定める者に限る。）	業務一日につき五百円
航空機整備作業等手当	防衛大臣の定める部隊に所属し、航空機の整備に関する業務で緊急性があるものとして防衛大臣の定めるものに従事する職員（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）	業務一日につき千二百円
野外訓練・演習従事手当	野外において防衛大臣の定める訓練又は演習に引き続き三日以上従事する自衛官（落下傘隊員手当又は特殊作戦隊員手当の支給を受ける者を除く。）	業務一日につき千四百円
備考	一 異常圧力内作業等手当に係る作業時間数を計算するに当たっては、一の給与期間の作業時間数をこの表に規定する潜水深度の区分又は気圧の区分ごとに合計し、その潜水深度の区分又は気圧の区分ごとの合計作業時間数に十分未満の端数があるときは、十分に切り上げるものとする。 二 爆発物取扱作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定める作業に限る。）又は航空管制手当を支給される業務に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるこれらの手当の額は、この表に規定する支給額の百分の六十に相当する額とする。 三 職員が同一の日において災害派遣等手当を支給される作業及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。 四 職員が同一の日において海上警備等手当を支給される業務（防衛大臣の定めるものに限る。）及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの業務及び作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。 五 職員が同一の日において特殊過重勤務手当を支給される作業及び災害派遣等手当を支給される作業又は国際緊急援助等手当を支給される業務に従事した場合には、これらの作業及び業務に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。 六 職員が同一の日において救急医療業務手当を支給される業務及び夜間看護等手当を支給される業務に従事した場合には、これらの業務に従事	

した者に対するこれらの手当の支給額のうちいずれか高い額の手当を支給する。

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）

（一般職の職員の基本給月額に準ずる額）

第六条の七 （略）

一 （略）

二 前号に掲げる職員以外の職員で一般職の職員以外のもの 俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額又はこれらの給与に相当する給与の月額の合計額